

移動等円滑化取組計画書

2025年 6月 20日

住 所 東京都多摩市関戸1丁目9番地1

事業者名 京王電鉄バス株式会社
代表者名（役職名及び氏名）
代表取締役社長 宮坂 周治

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項
・ 当社が保有する乗合バス車両においては、2024年度末時点のノンステップバス導入率は100%であり、今後もノンステップバスの導入を推進する。なお、すべての一般乗合バスが「公共交通移動等円滑化基準省令」に適合している。今後もノンステップバスの導入を推進する。
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項
・ 引き続き安全機器を導入しヒューマンエラーを防止するとともに確実な運転操作およびやさしい運転が行えるよう映像や運転データを活用する。
・ お客様への車内人身事故防止のための啓発活動（乗り込み案内・車内ポスター掲示に加えて運賃表示器へのポスター画像表示）を行う。
・ 事業用自動車総合安全プラン2025における重点施策である「超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策」を確実に推進する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・ 2025年度はノンステップバス（大型）を4両代替する。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
定期的な教育訓練	全社員に配付した「京王電鉄バスグループ運転教本」「企業理念実践ハンドブック」を活用し、高齢者、障がい者を含む全てのお客様が快適にご乗車いただけるよう定期研修にて教育を行う。
設備の定期点検	車いす乗降設備、バス停留所名表示器、音声案内装置等の各設備について定期的な点検を行う。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
設備の的確な操作	- 車いす乗降設備、バス停留所名表示器、音声案内装置等の各設備を的確に操作する。 - 日々の運行において、運行記録計（デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー）を活用し滑らかで快適な運転となるよう技術の向上を図る。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
わかりやすい案内の推進	- 新たに購入する車両より車外の行先表示器を白色LEDにすることで視認性を向上させる。 - 発進時に乗務員による「発車します。おつかまりください」のアナウンスを行い、あわせてバス停発進時の着席確認を乗務員に徹底する。
多様な手段でお客様の声を受付	メールや電話のほか、全てのバスにハガキを設置し、お客様の声を幅広く収集・活用する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
各種研修における バリアフリー教育 の実施	・ 高齢者疑似体験キットや車いすを用いてバスの乗り降りを体験する研修を実施する。 ・ 運転訓練車やアイトラッカー（視線計測機）を使用したデータを活用し、やさしい運転操作や確実な車内着席確認の手順について教育を実施する。 ・ 車いす対応に関する教育映像を活用し、わかりやすい教育を実施する。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車体表示	・ 車いす乗車スペースおよび車体外部に車いすのピクトグラムを掲示し、また優先席付近にステッカーを掲示する。
啓発活動	・ 車内事故防止のポスターを独自に作成して車内に掲出するとともに、バスターミナルにおいて、出発前のバスに社員等が乗り込み、お客様に車内事故防止に関する声掛けを行う。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・ 各自治体が開催するバリアフリー推進協議会に参加し、それ以外においても障がい者が参加する会議等に参加し、まちづくりとの連携や各種情報の収集および発信を行う。 ・ 交通エコロジーモビリティ財団主催の「交通サポートマネージャー研修」に社員を派遣する。 ・ 障がい者福祉団体や高齢者福祉団体等との意見交換を行う。
--

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

- ・ 弊社ホームページにて公表する。

VI その他計画に関連する事項

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。